

事業主
の方へ

償却資産の所有者には、法令で申告が義務付けられています

所得税や法人税の申告が必要であるのと同様、固定資産税の償却資産についても申告しなければなりません。固定資産税のうち、土地・家屋として既に課税されているものは償却資産の申告の必要はありませんが、市内に償却資産を持っている事業主の方は、**1月31日(水)までに申告してください。**

●償却資産って何？

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産で、その減価償却額が法人税法、または所得税法の規定による所得の計算上損金、または必要な経費に算入されるべきものです。国税の申告書に記載されていない簿外資産や償却済資産、遊休資産等も含まれます(家庭で使用しているものは対象となりません)。償却資産にも、土地・家屋と同じく固定資産税がかかります。

●償却資産の対象になるものは何？

1月1日現在で、会社や個人が事業のために所有している機械、装置、器具、備品等の資産です(事業に利用しているものが、第三者からのリース資産であれば、貸し付けている方(リース会社)が申告する義務者となります)。

●次のものは、課税対象とはなりません。

- ①耐用年数が1年未満、または取得価格が10万円未満のもの
- ②取得価格が20万円未満で3年間の一括償却を行なった資産
- ③無形固定資産(鉱業権・営業権等)
- ④自動車税や軽自動車税が課税されている車両
- ⑤家屋として課税されているもの

●申告はどうすればいいの？

申告書をお渡ししますので、税務課(本庁舎)までお願いします。申告書には、毎年1月1日現在の償却資産の状況(種類・数量・取得時期・取得価格・耐用年数等必要な事項)を記載し、毎年その年の1月31日までに申告していただくことになっています。

なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づいて、平成28年度から償却資産申告書に個人番号、または法人番号(マイナンバー)の記載が義務づけられました。償却資産申告書『3個人番号又は法人番号欄』に、忘れずに記載してください。

問合せ先 税務課 ☎444・0509

「あま市自殺対策計画(素案)」についてのご意見を募集します

市では、自殺対策基本法に基づき、市の自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための計画「あま市自殺対策計画」の策定にあたり、計画の素案について、市民の皆様のご意見を募集するパブリックコメントを実施します。

意見の募集期間 1月15日(月)～2月14日(水)

閲覧場所 市公式ウェブサイト、健康推進課(甚目寺・七宝・美和保健センター内)、美和・七宝・甚目寺サービスセンター(土・日曜・祝日を除く)

意見を提出できる方 市内に住所、または事務所を有する個人及び法人その他の団体、パブリックコメント手続にかかる施策に利害関係を有する方

意見の提出方法 住所、氏名、電話番号、ご意見を明記して(様式任意)、郵送、FAX、メールで提出いただくか、健康推進課(甚目寺・七宝・美和保健センター内)、美和・七宝・甚目寺市民サービスセンターにご提出ください。

意見の取り扱い ※郵送、FAXの場合は、甚目寺保健センターへお送りください。
提出いただいたご意見は、後日、市公式ウェブサイト等で公表します(ご意見などの内容以外は公表しません)。

なお、ご意見などに関して、個別の回答はいたしません。また、電話や口頭でのご意見は受け付けておりませんのでご了承ください。

提出・問合せ先 〒490・1104 あま市西今宿馬洗46番地
あま市役所 健康推進課(甚目寺保健センター)
☎443・0005 FAX443・5461 ✉kenko@city.ama.lg.jp
※件名を「あま市自殺対策計画意見書」としてください。